

会 議 記 録

会議名称	杉並区子ども・子育て会議（令和3年度第3回）	
日時	令和4年1月24日（金）19時00分～19時32分	
場所	杉並区役所 中棟6階 第4会議室	
出席者	委員名	佐々委員、徳田委員、小川委員、三村委員、村松委員、山崎委員、有馬委員、遠田委員、新妻委員、帯金委員、小林委員、四童子委員、中村委員
	事務局	子ども家庭部長、子ども家庭部管理課長、保育課長、保育施設担当課長、保育施設支援担当課長
傍聴者数	1名	
配付資料等	資料1 杉並区子ども・子育て会議委員名簿及び席次表 資料2 杉並区子ども・子育て会議事務局名簿 資料3 子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について	
会議次第	1 開 会 2 議 題（報告事項） ○教育・保育施設及び地域型保育事業における利用定員の設定について 3 その他	
会長	定刻になりましたので、令和3年度第3回杉並区子ども・子育て会議を開催します。 続きまして、子ども家庭部長からご挨拶をお願いいたします。	
子ども家庭部長	皆さん、こんばんは。今日は、このコロナ禍ということですが、このようにお集まりいただきありがとうございます。 本年度第3回目の子ども・子育て会議ですが、毎年この時期には保育の利用定員の設定について、皆様に検討をお願いしております。 今日はその検討が終わりましたら、子ども・子育て会議としては1回閉じさせていただいて、この間、皆様からいろいろ共に議論する場があったらということがございましたので、子ども・子育て会議ミーティングというのを初めて実施させていただこうと思っています。初めての試みなので、今日の様子で、今後やるときは課題を改善してやっていけたらと思いますので、ぜひ、活発なご議論をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。	
会長	ありがとうございます。 最初に、事務局から連絡事項や資料の確認をお願いいたします。	
子ども家庭部管理課長	皆さん、こんばんは。子ども家庭部管理課長の福原と申します。本日もよろしくをお願いいたします。着座にて説明させていただきます。 説明に入ります前に、定足数の確認をさせていただきます。定足数につきましては、条例第6条第2項によりまして、委員の半数以上の出席で成立することとなっております。本日は、井口委員、成田委員が他の	

	<p>会議との重複のため。また、大室委員、久保田委員が運営園での新型コロナウイルス感染症の感染者の急増に伴う対応ということでの欠席。また、神尾委員が新型コロナウイルス感染症の感染者の診察数増加への対応ということで、合計5名の方が欠席となっておりますが、委員の半分以上は出席でございますので、有効に成立をしていることをご報告いたします。</p> <p>続きまして、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>委員の皆様にお送りいたしましたものとして、資料1の委員名簿、こちらは裏面が本日の席次表となっております。続きまして、資料2、事務局名簿。資料3ということで「子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について」。以上、この資料となります。不足等大丈夫でございますか。</p> <p>次に、本日の会議につきましては、会議記録の作成のために録音をさせていただいておりますが、録音した音声そのものは公表いたしませんので、ご了承ください。</p> <p>また、会議記録につきましては、これまでと同様ですが、発言者個人が特定されないよう、発言の要旨を記録する形でまとめてまいります。この会議記録につきましては、皆さんに内容の確認をいただいた上で、区のホームページ上で公表することといたします。</p> <p>私からの説明は以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事に入ります。議題「教育・保育施設及び地域型保育事業における利用定員の設定について」説明をお願いいたします。</p>
保育施設支援担当課長	<p>それでは、子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定につきまして、資料3に基づいて、保育施設支援担当課長の樋口から説明させていただきます。着座にて失礼いたします。</p> <p>まずお手元の資料の1番目ですが、「特定教育・保育施設」、いわゆる認可保育園の利用定員を定めることについて、子ども・子育て支援法に基づきまして、意見を聴取させていただくものになります。</p> <p>まず、「新規開設・移行施設」ということで、1から15までございますが、この中で、いわゆる純然たる新規とは性格が異なるものがございますので、まずそれを簡単に申し上げさせていただきます。</p> <p>このうち12番から15番までの4つにつきましては、区立保育園の民営化園となっております。表面の一番下の「3月31日廃止施設」のところは4園並んでいますが、こちらと対応しております。後ほど、もう少し詳しく説明させていただきます。</p> <p>それから、1番目と7番目と11番目、この3つが、私ども「認証保育所の認可化移行」という言い方をしているのですが、これまで認証保育園として運営されていたところが、認可としては新しいところになりますし、移転等も伴うのですが、運営主体としては継続して、保育士さんや園児等も大体そのまま移られるといった性格のものとなっております。</p> <p>ちなみに、こちらは、裏面の真ん中よりちょっと上、4番「その他 上記以外の変更施設」、こちらと対応しております。こちらも、後ほどもう一度ご説明いたします。</p> <p>あともう1つ、表面に戻っていただきまして、2番の施設、『(仮称)樹保育園』ですが、こちらは小規模保育施設としてやっていたところが、規模を大きくしまして、認可保育所になるといったものでございます。</p>

こちらは、裏面の上から2つ目の四角で、「3月31日廃止施設」となっている『シュシュ保育室』と対応してございます。

したがって、いわゆる純然たる新規開設施設ですと、それ以外の7園ということになっております。

あと、1番でもう1つご説明したいのが、「認可定員」と「利用定員」というところで、こちらのうち幾つか「認可定員」と「利用定員」が違っているところがございます。

例えば、3番目の『(仮称) あい保育園上荻』ですと、認可定員が60名のところ、一番右端の利用定員は48名ということで、12名の違いがございます。

こちらですが、新規で開設する施設につきましては、4～5歳児がすぐには埋まらないため、2年目、3年目の持ち上がりで埋めていくといったところで、4歳児と5歳児、あるいは5歳児について園児の募集を行わないといったところがございます。ですから、『(仮称) あい保育園上荻』ですと、12名の違いがありますが、5歳児は初年度の募集を行わないことから、このような差が生じております。

こういったことから、合計を見ていただきますと、今申し上げた認証からの認可化移行ですとか、民営化等も含めまして、「認可定員」は1,099人の定員増。ただ「利用定員」で申し上げますと、1,028人の定員増ということになっております。

続きまして、2番目、引き続き「特定教育・保育施設」、つまり認可保育園ということになりますが、こちらの「利用定員の変更並びに廃止」になっております。

子ども・子育て支援法では、新規ではない変更や廃止につきましては意見聴取の義務づけはないのですが、この場をお借りしましてご報告をさせていただきます。

変更は、1から21まで非常に多くなっておりまして、細かく見ていくとそれぞれケース・バイ・ケースになってくるのですが、基本的には、先ほど申し上げました新規開設園が順次4歳児、5歳児と募集を広げて埋めていくといったことに伴うものになっております。

ですから、例えば4番目の『よつぎ永福保育園』ですと、14名の定員増となっておりますが、こちらは5歳児について園児の募集を開始することに伴う定員増でございます。

こういったことから、この利用定員の変更に伴いましては、合計で2号認定が213名の増、3号認定ですと8名の増で、合計で221名の利用定員の増ということになっております。

一番下に行きまして、廃止施設を載せております。こちらは区立園が4園廃止となっております。このうち、1番目の『区立荻窪保育園』につきましては、こちらはいわゆる公設公営という言い方をしているのですが、今杉並区が実施主体になって運営も行っている保育園ですが、こちらが民営化されて、最初に申し上げました新規開設の12番、『(仮称) 荻窪保育園』に移るということになっております。

それから、2、3、4につきましては、今は指定管理の形で運営しているものになっております。公設民営という言い方をしているのですが、設置主体は区であるけれども、実際の運営は民間で行っているといったものになっております。

こちらの3園につきましては、いずれも今現在指定管理者として運営を担っている事業者様が4月以降も引き続き運営をする。これまでは設

置主体は杉並区だったのですが、今指定管理を行って実際に運営をしているところの事業者様が設置主体にもなる。それで民設民営になるということになっております。こちらが、先ほど申し上げました1番目の項目の13から15の園にそれぞれ対応しております。

裏面に移っていただけますでしょうか。3番目にありますのが、「特定地域型保育事業所」です。地域型保育事業所というのは小規模保育事業所、それから家庭的保育事業所、それから事業所内保育事業所の3種類ございますけれども、今回はそのうち小規模保育事業所が関係してまいります。

まず「定員変更」で1園。こちらは微調整ということで、満1歳以上3号認定の利用定員が1名増えてございます。

それから、「廃止施設」で、『シュシュ保育室』がございまして、こちらは先ほど申し上げましたように、小規模保育事業所としては廃止して、移転を伴いまして規模を大きくして、認可保育所として新しく開設といった流れになってございます。こちらが1番目で申し上げましたところの、番号2『(仮称)樹保育園』に対応してございます。在園児につきましても、そういった継続性がありますので、希望があれば『(仮称)樹保育園』にそのまま移れるということになってございます。

4番目が「上記以外の変更施設」で、こちらはいわゆる認可保育施設以外の保育施設に関するものをまとめております。

1番目から7番目につきましては、区保育室とか、定期利用保育事業所、こちらが廃止になるということになってございます。こちら廃止になりますのが、今、区で認可保育所の整備が進んでおりまして、そちらで地域の保育ニーズが満たせるだろうということで、ある意味臨時的に待機児童対策として行われてきた性格の施設でありますので、そちらを廃止するというものになっております。

それから、8番目から11番目までが認証保育所として行われているものの廃止です。このうち8、9、10につきましては、認証保育所としては廃止になりますけれども、移転等を伴いまして、近隣で同じ事業者様が認可保育所を開設される。ですから、保育士さんとか在園児につきましても、基本的にそちらに移られるというものでございます。

11番目の『ゆらりんMONOの家保育園』、こちらも認可保育所の廃止ということになっております。こちらにつきましては、特に同じ事業者様が近隣で認可保育所を開くとしたことではないのですけれども、今現在在園しているお子さんにつきましては、近隣の認可保育所にきちんと移れるように、区で利用調整をしまっているということになってございます。

その下に以上の合計を載せております。認可保育所とか、それから、地域型保育事業合わせまして、利用定員といたしましては、2号認定が509名増、3号認定が44名増で、合計では553名増となっております。

以上は増減で申し上げたのですが、5番目としまして、その結果、今度の4月1日現在で、「量の見込みと確保量」がどのようになる見込みかをお示しさせていただいております。

保育施設につきましては、上から3行目の合計というところですが、量の見込みとしては、いわゆる必要な数、ニーズのほうになります。1万4,674名を見込んでおりまして、それに対して利用定員としての確保量が1万6,326名の用意ができておりますので、差引きで1,652名の余裕があるということです。

	<p>今現在利用調整を行っているところですが、これだけの余裕がありますので、今度の4月につきましても待機児童ゼロは、ほぼ実現できるだろうと考えているところです。</p> <p>以下もさらに参考になるのですが、6番目で「指定管理保育所の再選定」を載せております。</p> <p>こちらは、今現在指定管理で行っている保育施設になるのですが、こちらの3園については施設が都営住宅の中にあるといった関係等ございまして、いわゆる民設民営に移すには、もうしばらく東京都との調整等が必要となるため、今度の3月末で切れる指定管理の期間をそれぞれ令和7年3月31日、あるいは令和6年3月31日まで延長するといったものになっております。</p> <p>こちらはいずれにおきましても、今現在指定管理を受けていただいている事業者様がそのまま指定管理を延長されるということになっております。</p> <p>それから、最後7番目「私立幼稚園の休園予定について」ということで、『左内坂幼稚園』、1園ありまして、こちらは子ども・子育て支援法に基づく新制度園ではなくて、学校教育法に基づく旧制度園ということになっておりますが、参考として載せさせていただきました。</p> <p>休園ということになっておりますが、こちらの廃止は私立幼稚園の場合時間がかかりますため、3月31日付で廃止までいくかどうか微妙なところで、今のところは3月31日で休園ということになっておりますが、その後の予定といたしましては、このまま廃止になるということで、今事業者様には動いていただいているところです。</p> <p>長くなりましたが、私のほうからの説明は以上になります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ご意見ございましたらどうぞ、挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>説明があったか、読み方が悪かったらすみません。4番のところ、1歳未満の利用定員だけ減っているように見えるのですが、どちらかという、1歳未満でも預けたい人は増えているような気がするのですが、そうでもないのかなと思って、その辺減っている理由とか、減っても大丈夫なのかとかお伺いしたかったです。</p> <p>4の下の表なのですが、3号認定の1歳未満というところの人数が減ったのかなと思ったのですが。</p>
保育施設担当課長	<p>特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者の合計の欄ということでしょうか。</p> <p>今育児休業を延長される方も多く、0歳の定員枠を作るというよりは、どちらかという、1～2歳の定員を増やしているという状況でございます。</p>
会長	<p>そのほかございますか。</p> <p>こちらからいいですか。結果として、公設民営が民営になるということをお伺いしたけれども、杉並区立保育園は幾つになったのですか。</p>
保育課長	<p>もともとは44区立保育園がございました。これが、いわゆる荻窪保育園のように、直営園が直接民営化になる園、それから、今お話ありましたように公設民営園から民設民営、私立園化するという園がございまして、最終的には27まで行く予定となっているところでございます。</p> <p>現在は直営園としては31（公設民営園を含めれば37）というところですので、あと4園（公設民営園を含めれば残り10園）がこれからなくなっていくということになっております。</p>

会長	ありがとうございました。そうすると、来年度ぐらいいかかもしれないし、もうちょっと後かもしれないということになりますか。
保育課長	最終的には、令和7年の4月の段階で、予定している園が全て私立園化、民営化になるという形になっております。
会長	ありがとうございました。 そのほか、ご意見ございますか。
委員	区立保育園民営化に関して質問いたします。民営化によって保育の質が下がってしまうのではないかという声がありますが、どのようにお考えかお聞かせいただけますでしょうか。
保育施設支援 担当課長	まず、民営化に当たりますと、事業者選定はもちろんですけれども、引継ぎも1年間かけまして、区立保育園の保育がきちんと継承されるようにということで力を入れてやっております。 それに併せまして、民営化後につきましても、巡回訪問を重点的に行うとか、それから保護者アンケートを取って保護者の皆様のご意見がどういったところにあるのかとか、そういったことを民営化後も丁寧に確認していくことで、きちんと民営化園に対するフォローというものはやっていきたいと考えております。 もちろん保護者の方は、いろいろお考え、お気持ちがあるかと思しますので、そういったことをもちろん園でもそうですが、保育課でも丁寧にお声を聞くようにいたしまして、民営化園につきまして、それ以前と劣らず、きちんと保育の質が確保されるようにということで力を入れているところでございます。
委員	ありがとうございます。
会長	もう1点、よろしいですか。民営化した場合の、新しく保育園になったところが、第三者評価を受けるのは何年目ぐらいでしょうか。
保育施設支援 担当課長	そちらにつきましては、「民営化ガイドライン」で決めておりまして、第三者評価は民営化後2年目で受けるということで決めているところでございます。 1年目につきましては、保育課が独自に、民営化に特化した内容のアンケートを行わせていただきまして、それに対して改善が必要であれば改善を求めるといったことをまず1年目でやっておりますので、それを踏まえて、ある程度園が軌道に乗った2年目で第三者評価を受けていただくということで、決めているところでございます。
会長	ありがとうございました。 すみません。もう1件よろしいでしょうか。保育士が辞めていく率が高いということが割とよく出ているのですけれども、杉並区の、この今出た新たなところではなく、現状のところそういうふうなことについてはあまり問題はないのでしょうか。
保育施設支援 担当課長	まず、保育士の離職率につきましては、一般的には年間で大体10%前後ということはよく聞きます。こちらにつきましては、中にはいろいろな就労条件とかいったこともあるかもしれませんが、お話を聞きますと、どうしても若い方が多いので、結婚ですとか、出産ですとか、あるいはお引越しですとか、そういったご事情が多いと聞いております。 あと、個別の園を1つ1つ見ていきますと、確かに保育士さんが辞める数が多いとか、そういったところはなくはございません。ただ、そういった園につきましては、何よりもまず私どもで園の状況を日頃から把握しているようにして、それに対して必要な助言等を行って、未然に防ぐ

	<p>ということを努めております。</p> <p>仮にそういったことが起きてしまった場合にも、まず園運営を安定して行わないといけませんので、そこはしかるべき対応を取るようということを指導するとともに、原因が何なのかを分析して、再発防止策をきちんと図るようということの日頃から指導しているところでございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。すみません。私から3つも言ってしまいました。</p> <p>そのほか、ございますか。</p>
委員	<p>5番の「見込みと確保量実績について」なのですけれども、余計なお世話かもしれないのですが、要するに、施設が余っている状況になってきていると思うのです。多分、人気のある園はずっといっぱい、そうでないところは、衰退というか、子どもが集まらないとか、そういうことが起きてくる、もう起きているのだらうなというのはイメージできるのです。それが競争ですごくいい環境の保育施設が残っていくという考え方もあるかもしれないのですけれども、そうではない、悪いほう、デメリットの部分というのがどこまで影響してくるかというのがちょっと気になるというのと。</p> <p>あと、教育施設とは、要は幼稚園とか子供園とか、そういうことですよ。というのが、ちょっとやっぱり。子供園は、区立子供園というのは、子どもの数に対して先生の数が決まっているとか、そういう分け方なのか、そもそも子どもの数が増えようが減ろうが、先生はもうこれだけと決まっているのかというのがちょっと気になりました。</p>
保育施設支援 担当課長	<p>まず、余ってしまうのではないかと前半のご質問なのですけれども、まさに、これから我々が考えていかななくてはいけない課題だと思っております。</p> <p>一方で、事業者様でも、これからは「選ばれる保育園」というものをつくっていかないといけないといったことは考えていただかないといけないと思うのです。ですから、定員未充足が生じるかもしれないという状況を保育の質の向上に結びつけるということは一方でやっていかないといけないと思います。</p> <p>ただ、他方で、全ての保育施設が本当にきちんとした保育をしていて、それでも定員枠が多過ぎて、経営的に苦しくなってしまうといったことも当然あり得ないことではありませんので、今後、定員に空きが生じてきてしまった場合に、その事業者の運営に支障を来さないように、どういった対応が区として求められるのかということは考えていかなければいけないと思います。</p> <p>特に、今回の利用調整が終わりますと、多分園からもいろいろな意見が出てくると思いますので、きちんと耳を傾けながら、園と一緒に知恵を絞っていきたいと思っております。</p> <p>それから、後半のご質問なのですけれども、施設の類型によっても違うのですが、基本的に認可保育施設ですとか、それから、区立子供園とか、そちらにつきましては、原則としては定員枠に応じた人員配置とすることとなっております。ですから、先ほどもおっしゃったように定員に空きが生じてしまうと、人の配置は必要だが、お金があまり入ってこないといったこともあり得ますので、そういったことをこれからきちんと踏まえて、対応を考えていかないといけないなと考えを持っているところでございます。</p>

子ども家庭部長	<p>ちょっと補足します。この保育定員の空きの問題というのは結構難しく、全体としては確かに空きが出てきているのですが、細かく見ると、4歳児とか5歳児は確かにある程度空くのですけれども、1歳児はほとんど空いていないという状況です。</p> <p>それから地域によって、まだなかなか入りにくいところと、割と入ることが難しくなってきたところがありますので、一律に、全体的に余ってきたからこうしてしまう、ということができないわけではないので、その辺はいわゆる保育需要をちゃんと見極めながらどう導いていくかが、これから我々が問われるところですので、皆さんにもいろいろお知恵をいただきながらやっていきたいと思っております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>先ほどご回答いただいた件で、元に戻して申し訳ないのですけれども、質問というか、自分の感想というか、意見としてなのですけれども、一応我が家は自営業者なので、育児休業がまず使えないということで保育所を0歳から使ったのと、うちの奥さんの場合、我が家は両方とも田舎から出てきた者なので、子どもと1対1で対応するというので、早くも3か月ぐらいに育児ノイローゼ状態になって、ちょっとでも外に出たいということもあって、0歳のうちから保育所に預けさせていただいたという経緯がありました。</p> <p>育児休業を使えるから1歳以下はそんなに需要なくなるかなという回答だったので、そういう切り捨てはできれば、いろいろなところを見ていただけると助かると思います。以上です。</p>
保育課長	<p>区内の人口が減少傾向にある点は押さえておく必要はあると思います。特にこのコロナ禍に入ってから産み控えが出てきている1つ大きなポイントかなと思います。</p> <p>ただ、あくまでも0歳児であっても、必要な方については引き続きしっかり受け入れていくという姿勢は変わりませんので、それを前提とした上で、必要な定員数を確保するための対策と捉えていただければありがたいかと存じます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。よろしいでしょうか。</p> <p>では、ご説明をいただきました「教育・保育施設及び地域型保育事業における利用定員の設定について」は了承したいと思います。ありがとうございました。</p> <p>では、本日予定しておりました議題は以上になります。事務局から、そのほか連絡事項があればお願いいたします。</p>
子ども家庭部管理課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今年度、令和3年度の子ども・子育て会議につきましては、本日で終了とする予定でございます。委員の皆様には会議の運営にご協力いただきまして誠にありがとうございました。</p> <p>来年度につきましては、まず当面の間は見送ることとしておりました子ども・子育て支援事業計画の見直しや、同計画と関連性の高い保健福祉計画の改定についてもご意見をいただきながら取組を進めていく予定でございます。</p> <p>次回の日程でございますが、例年ですと第1回会議につきましては6月頃開催になるかと思っておりますので、また改めまして日程調整させていただきますので、今後ともよろしくお願いをいたします。</p> <p>なお、役員の改選等によりまして委員の交代になる方がいらっしゃる</p>

	かと思いますが、そういった方につきましては事務局までご連絡いただければと思います。私からは以上でございます。
会長	ありがとうございました。 いろいろ質問もいただきありがとうございました。円滑な進行にご協力いただき、感謝申し上げます。皆様、お疲れさまでした。 それでは、これもちまして第3回子ども・子育て会議は終了いたします。ありがとうございました。